

別添資料

平成 26 年 1 月 10 日発 がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針「4 情報の収集提供体制」(p11-13)に対する修正意見

修正案	現在の整備指針	備考
4 情報の収集提供体制	4 情報の収集提供体制	
<u>(1) 主治医 (チーム)</u>		意見書 2(1)
①主治医 (チーム) は、全ての患者に、十分な時間をかけて、複数回以上のインフォームド・コンセント (説明・納得・同意・希望の対応プロセス) を行い、患者に十分な情報の提供を行った上で、患者と共に治療の方針決定等を行うこと。		
②主治医 (チーム) は、原則として全ての患者に、セカンドオピニオンを取っていただけるように、十分な情報の提供を行い、セカンドオピニオン先の医療機関選択の相談に応じること。		
③主治医 (チーム) は、原則として全ての患者に、アドバンス・ケア・プランニング (意思決定支援の対応プロセス) を行い、病初期から治療終了に至るまで、患者にとって、患者自身の意思が尊重されていることを実感できるようにすること。		
<u>(2) がん相談支援センター</u>	(1) 相談支援センター	
相談支援を行う機能を有する部門 (以下「がん相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。) を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当該部門においてアからクまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所にごん相談支援センターによ	相談支援を行う機能を有する部門 (以下「相談支援センター」という。なお、病院固有の名称との併記を認めた上で、必ず「がん相談支援センター」と表記すること。) を設置し、①から⑥の体制を確保した上で、当該部門においてアからシまでに掲げる業務を行うこと。なお、院内の見やすい場所に相談支援センターによる相談支援	項目数の整理により、「アからシ」を「アからク」に修正

<p>る相談支援を受けられる旨の掲示をするなど、がん相談支援センターについて積極的に周知すること。</p>	<p>を受けられる旨の掲示をするなど、相談支援センターについて積極的に周知すること。</p>	
<p><u>また、拠点病院は、都道府県と協力して、がん患者やその家族のみならず、一般市民に対してもがん相談支援センターの周知活動を行うこと。</u></p>		<p>意見書 1(3)</p>
<p><u>①相談支援に携わる者は、科学的根拠に基づいた信頼できる情報提供を行うことによって、がん患者や家族等、国民に対し、その人らしい生活や治療選択ができるよう支援を提供すること。そのために、相談者の個別ニーズ、価値観を尊重するとともに、秘密保持に留意し、当該機関で受診していない者や匿名での相談にも応じること。</u></p>		<p>相談員が果たすべき役割について記載がないため、必要な事項を新規記載</p>
<p><u>② 国立がん研究センターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）による「がん相談支援センター相談員研修・基礎研修」（１）～（３）を修了した常勤でかつ専従のがん専門相談員を 2 人以上配置すること。がん相談支援センターに寄せられる多様な相談に適切に対応するため、看護師および社会福祉士・精神保健福祉士の両職種を配置すること。</u></p>	<p>① 国立がん研究センターがん対策情報センター（以下「がん対策情報センター」という。）による「相談支援センター相談員研修・基礎研修」（１）～（３）を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ 1 人ずつ配置すること。</p>	<p>意見書 3(1)</p>
<p><u>③ 拠点病院は、質の高いがん相談等を維持するために、都道府県がん診療連携協議会情報提供・相談支援部会やがん対策情報センター、関連学会等が行う研修会等に、がん専門相談員を年 2 回以上受講させること。</u></p>		<p>意見書 3(2)</p>

<p>④ <u>拠点病院は、院内の診療従事者（各診療科、中央診療部門、緩和ケアチームなどの診療科横断チームなど）や事務部門の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、院外の医療機関や、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。</u></p>	<p>② 院内及び地域の診療従事者の協力を得て、院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。また、相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築に積極的に取り組むこと。</p>	<p>意見書 2(1)</p> <p>削除部分については、がん相談支援センターに限って行うべきことではなく、拠点病院として行うべき内容であるため、「(3)がん患者、患者会、ピア・サポーター活動への支援」として記載</p>
<p>⑤ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を、<u>都道府県行政の連携の下に確保すること。</u></p>	<p>③ 相談支援について、都道府県協議会等の場での協議を行い、都道府県拠点病院、地域拠点病院、特定領域拠点病院、地域がん診療病院の間で情報共有や役割分担を含む協力体制の構築を行う体制を確保すること。</p>	<p>意見書 1(1)</p>
<p>⑥ <u>がん診療連携拠点病院の責務として、相談支援センターの機能について、主治医や院内外の医療従事者等から、がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。拠点病院の主治医（チーム）は、初診ないしは治療方針の決定が行われる前までに、全ての患者及びその家族にがん相談支援センターを周知するとともに、積極的に紹介すること。</u></p>	<p>④ 相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。</p>	<p>意見書 2(1)</p>
<p>⑦ <u>相談支援センターにおいて提供する相談支援の質および業務内容について、評価を行い、拠点病院は相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ま</u></p>	<p>⑤ 相談支援センターの業務内容について、相談者からフィードバックを得る体制を整備することが望ましい。</p>	<p>意見書 4</p>

しい。		
⑧ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。	⑥ 地域がん診療病院とグループ指定を受ける場合には、連携協力により相談支援を行う体制を整備すること。	
<相談支援センターの業務>	<相談支援センターの業務>	
ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供	ア がんの病態、標準的治療法等がん診療及びがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供	
イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関に関する情報の収集、提供	イ 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供	必要とされるのは地域の医療機関に関する全般的な情報であり、入院・外来の待ち時間や個人についての情報を特記する必要はない
ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医療機関についての情報提供	ウ セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介	医師ではなく機関を紹介すべき
エ がん患者の療養生活に関する相談	エ がん患者の療養上の相談	
オ 就労に関する相談（産業保健等の分野との効果的な連携による提供が望ましい。）	オ 就労に関する相談（産業保健等の分野との効果的な連携による提供が望ましい。）	産業保健に限らないため（ ）内削除
カ 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供	カ 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集、提供	事例の収集、提供は不要であるため

アスベストによる肺がん及び中皮腫、HTLV-1 関連疾患であるATLに関する相談等、特殊な疾患に関する相談支援	キ アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談	「キ」「ク」の集約
	ク HTLV-1 関連疾患であるATLに関する医療相談	「キ」「ク」の集約
ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援	ケ 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期開催等の患者活動に対する支援	がん相談支援センターに限って行うべきことではなく、拠点病院として行うべき内容であるため、「(3)がん患者、患者会、ピア・サポーター活動への支援」として記載
コ 相談支援センターの広報・周知活動	コ 相談支援センターの広報・周知活動	意見書 2(3)
キ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組	サ 相談支援に携わる者に対する教育と支援サービス向上に向けた取組	
ク その他相談支援に関すること	シ その他相談支援に関すること	
※ 業務内容については相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。	※ 業務内容については相談支援センターと別部門で実施されることもあることから、その場合にはその旨を掲示し必要な情報提供を行うこと。	
<u>(3) がん患者、患者会、ピア・サポーター活動への支援</u>		

<p><u>拠点病院は、医療関係者と患者会等が共同で運営する患者サポートグループ活動や、患者サロンの定期開催、地域で活動を行っているがん患者、患者会、ピア・サポーター活動への支援を行うこと。</u></p>		<p>がん相談支援センターに限って行うべきことではなく、拠点病院として行うべき内容であるため「2②」「ケ」から削除し新規記載</p>
---	--	--